

## 第1章 「沼津市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

### 1 推進計画策定の趣旨

近年、高齢化・高度情報化の進展に伴い消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、消費者被害も多様化・深刻化が進んでいます。

すべての市民は生まれてから亡くなるまで、消費と切り離せない生活をしている消費者です。小学生から高齢者まで、あらゆる世代の誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。取り巻く環境の変化に合わせ、市民一人ひとりが消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けて、実際の生活の中で活用していくことがこれまで以上に必要となっています。

平成24年12月13日に消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」が施行されました。国においては「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」の策定が義務付けられ、地方公共団体は、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。これを受け、国は平成25年6月28日に基本方針を策定し、その中で、消費者教育を「被害に遭わない自立した消費者」にとどまらず、「社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する」教育を意味すると示しています。

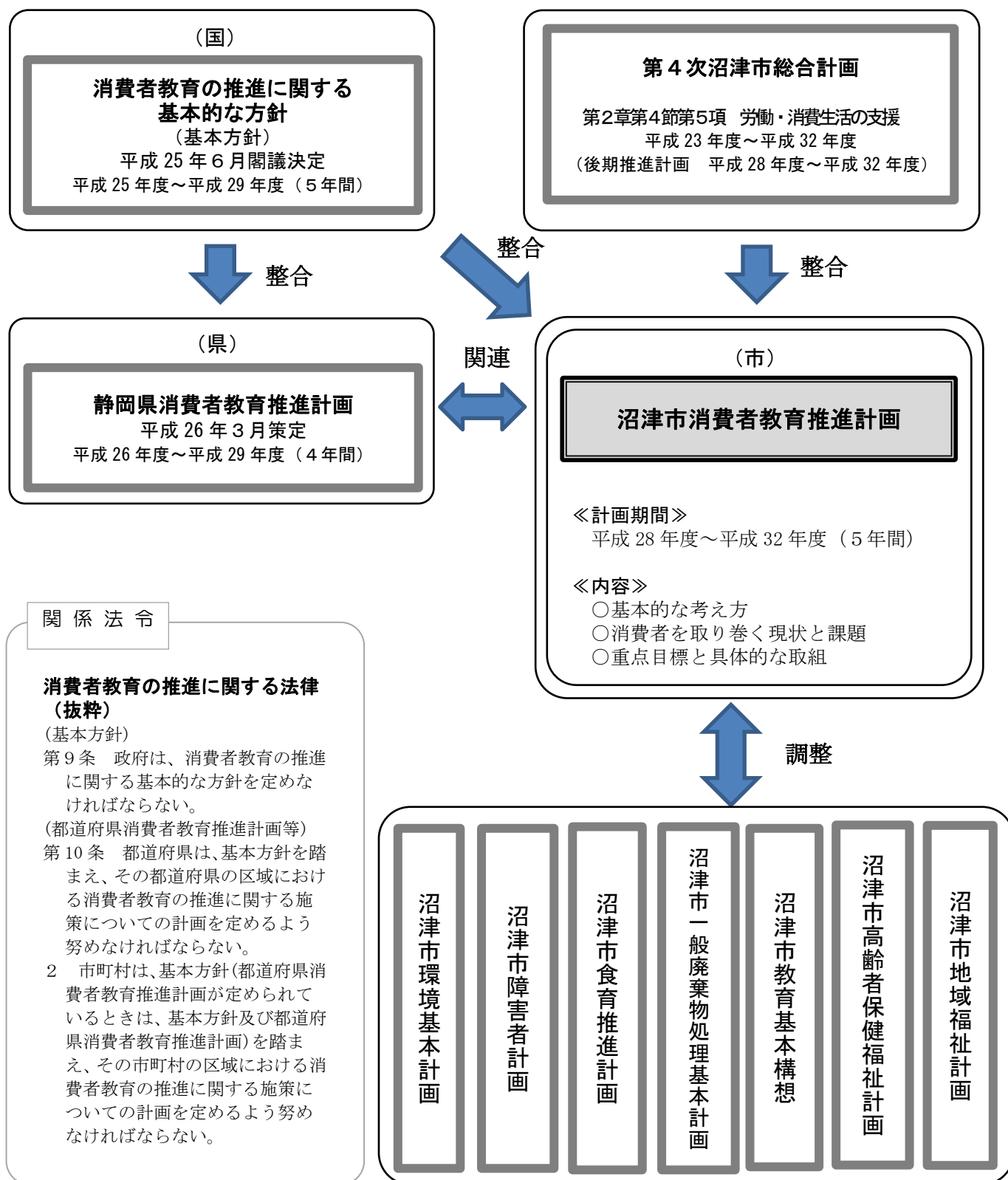
これまで本市では、市民のみなさんの消費生活に関する自発的な学習を支援するために、市民団体や中学生・高校生を対象とした出前講座、くらしのセミナー、夏休み親子消費者教室、広報紙での川柳を用いた啓発など、さまざまな消費者教育（啓発）を行ってきました。

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる持続可能な社会（消費者市民社会）をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどのような影響を与えるかを意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

そこで、本市では、市民（消費者）、行政、地域、事業者、学校等の各主体と連携しながら、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくために、沼津市消費者教育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定します。

## 2 推進計画の位置づけ

この推進計画は、国の基本方針及び「静岡県消費者教育推進計画」（以下「県推進計画」という。）を踏まえ、本市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。



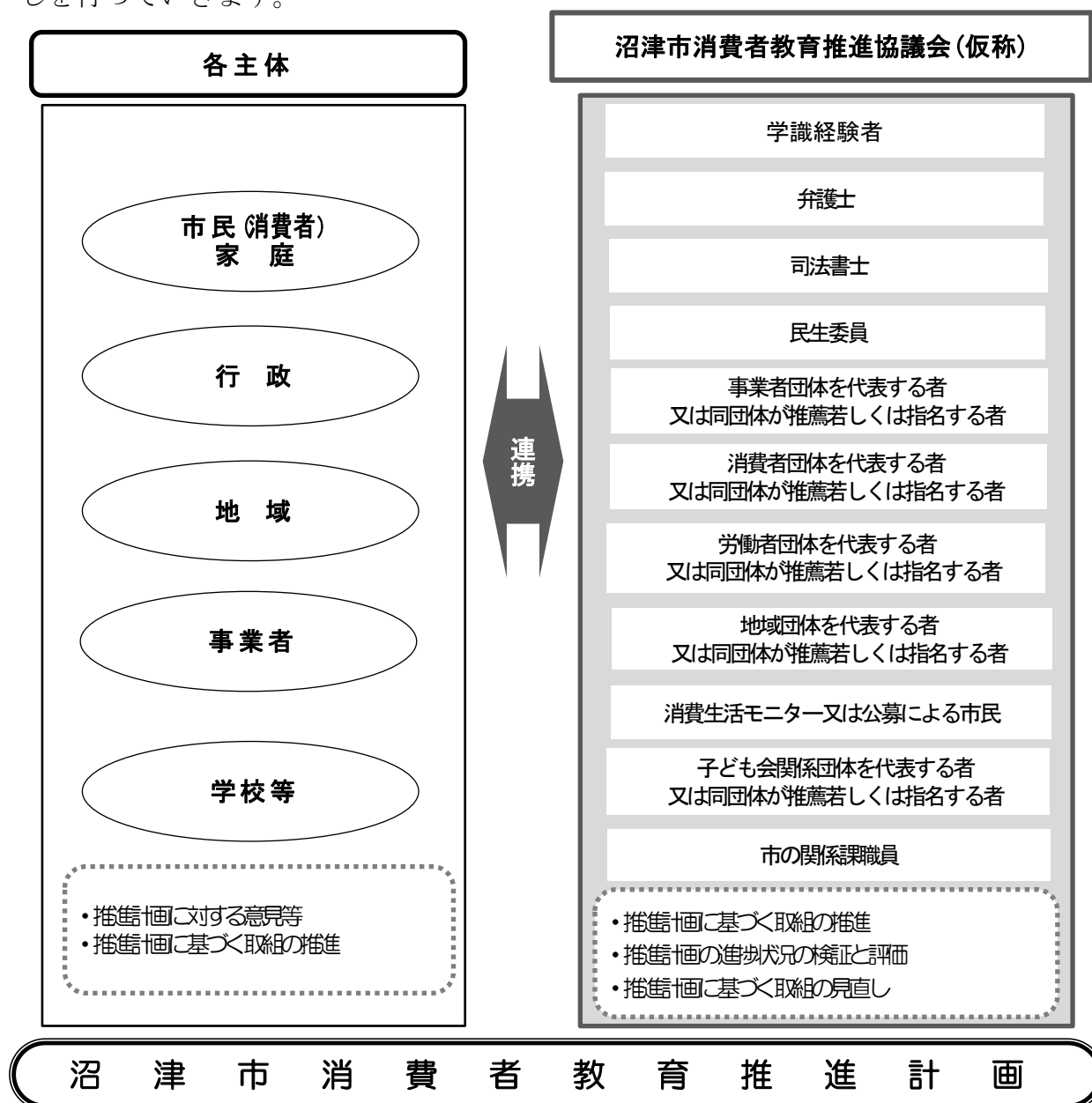
### 3 推進計画の期間

推進計画は、国の基本方針及び県推進計画を踏まえ、また第4次沼津市総合計画後期推進計画と同様の平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、国や県の動向、市の取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

### 4 推進計画の推進体制

本市では、沼津市消費者教育推進協議会（仮称）を新たに設置し、推進計画に基づく取組を進めるとともに、推進計画の進捗状況などの検証・評価を行い、取組の見直しを行っていきます。



## 5 推進計画の成果指標

推進計画では、以下4つの設問の割合の上昇をその成果指標とします。

(%)

指標の内容	年	現状値	目標値
		平成 27 年度 (2015 年)	平成 32 年度 (2020 年)
契約等の消費者トラブルの相談が消費生活センターで出来ることを知っている市民の割合 (重点目標1, 5に関連)		26.8	50
契約書や印鑑の押印が無くても契約が成立することを知っている市民の割合 (重点目標3, 4に関連)		33.2	50
通信販売やインターネットで買物した商品は、クーリング・オフの対象外であることを知っている市民の割合 (重点目標3, 4に関連)		21.3	50
消費者教育を受けたことがある市民の割合 (重点目標1, 2, 3, 4に関連)		11.2	25

※重点目標に関しては P31 からの第 3 章に記載